

平成30年5月20日から7月10日までの

豪雨・暴風雨により、被災された加入者及び関係者の皆様へ

私学共済からのお知らせ Vol.3

災害見舞金等の請求について、特に家屋の浸水時における給付額の算定についてお知らせします。「私学共済からのお知らせ Vol.1」も併せてご覧ください。

災害見舞金及び災害見舞金付加金について説明します！

◇災害見舞金とは何ですか？

災害見舞金は、加入者（任意継続加入者を含みます。）や被扶養者が、水震火災などの非常災害にみまわれ、**住居又は家財**に損害を受けたときに、その損害の程度に応じて見舞金として支給するものです。

⑨：災害見舞金は、損害の補てんを目的とした給付ではありません。

災害見舞金等については、私学共済ホームページにも詳しく掲載していますので、ご確認ください。



◇どのような損害に対し、災害見舞金は給付されますか？

災害見舞金は、次表に示す「損害の程度」①～⑫のいずれかに該当した場合又は水害（浸水）の場合で、損害の程度の認定が困難なときは、裏面記載の浸水の程度によって支給します。

災害見舞金の額については、その**損害の程度**に応じて**標準報酬月額**の0.5か月～3か月分に相当する額を支給し、このほか災害見舞金の額の60%に相当する額を災害見舞金付加金として支給します。

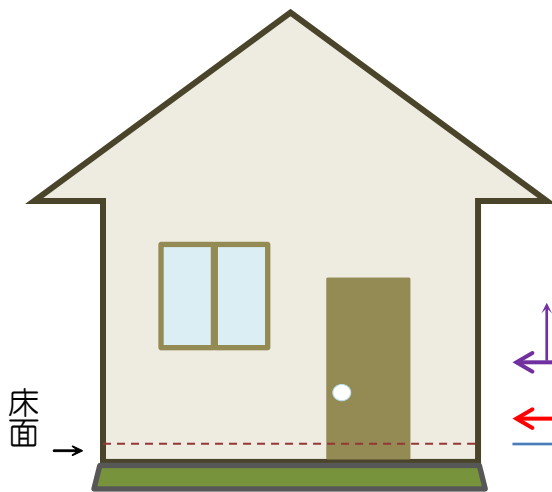
また、「損害の程度」が、下記※印又は床上30cm未満でも床上浸水の被害があれば、災害見舞金付加金（標準報酬月額の0.5か月相当）のみが支給されます。損害の程度は、住居又は家財についてそれぞれ判定します。

損害の程度	給付額
① 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	標準報酬月額の3か月分
② 住居及び家財に①と同程度の損害を受けたとき	
③ 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき	標準報酬月額の2か月分
④ 住居及び家財に③と同程度の損害を受けたとき	
⑤ 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	
⑥ 住居又は家財に⑤と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額の1か月分
⑦ 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき	
⑧ 住居及び家財に⑦と同程度の損害を受けたとき	
⑨ 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき	
⑩ 住居又は家財に⑨と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額の0.5か月分
⑪ 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき	
⑫ 住居又は家財に⑪と同程度の損害を受けたとき	

※ 住居又は家財に5分の1以上3分の1未満の損害を受けたときは、災害見舞金付加金（標準報酬月額の0.5か月分）のみを支給します。



◆表面（オモテ面）の表により損害の程度を認定することが困難な場合



浸水の程度	災害見舞金の額
床上 120cm 以上の場合	標準報酬月額 の 1 か月分
床上 30cm 以上 120cm 未満の場合	標準報酬月額 0.5 か月分

上記のほか、災害見舞金の額の 60%に相当する額が災害見舞金付加金として支給されます。また、床上浸水 30 cm未満であっても床上浸水については、標準報酬月額の 0.5 か月に相当する額を災害見舞金付加金として支給します。



◆**ご注意ください！**

今回の豪雨により冠水の被害があったとしても、被害状況が床下浸水のみ場合は、災害見舞金及び災害見舞金付加金の給付要件に該当しません。



豪雨



災害見舞金又は災害見舞金付加金の支給対象となりません。

被害が、床下浸水のみで、住居又は家財への被害がない。

医療機関の窓口負担の免除等ができます！（被災日から平成30年10月31日受診分まで）

◆**医療機関での窓口負担の免除**

災害救助法の適用市区町村に住所を有する加入者又は被扶養者が、被災により次の①～③のいずれかに該当する場合には、医療機関などを受診する際に、その旨を口頭で申し出ることによって窓口で負担する一部負担金等（保険診療の窓口負担）の支払いが不要となります。なお、入院時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

- ①住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をしたこと
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負ったこと
- ③主たる生計維持者が行方不明であること

◆**医療機関で窓口負担の還付**

上記に該当し、一部負担金等の支払いが不要となる加入者又は被扶養者が、一部負担金等を窓口で負担したときは、一部負担金等の還付請求ができます。

上記還付請求等については、学校法人等を経て行ってください。また、これらの詳細について不明なことがありましたら、短期給付課までお問い合わせください。

※医療機関での窓口負担の免除等を受ける際の「被災日」とは、り災証明書に記載されている日をいいます。

◆今回の災害に伴う各種請求・届出に係る不明点や、その他共済業務に係るご相談等がある場合は、共済事業本部又は広島をはじめとした各ガーデンパレス共済業務課までお問い合わせください。

記載事項の詳細等に係るお問い合わせ先 ⇒ 日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部
〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 Tel 03(3813)5321(代表) <http://www.shigakukyosai.jp>

◇広島ガーデンパレス共済業務課 〒732-0052 広島県広島市東区光町1-15-21 Tel.082-262-1134